キャリア間の競争構造を突き崩す 新接続ルールの深層

IT(情報技術)革命の基盤を担う通信キャリアの生殺をも左右する新たな回線接 続開放ルール作りが進められている。ボイントは、 光ファイバーのアンバンド ル化や、 卸電気通信役務(キャリアズキャリア)制度、 移動体通信市場の競 争環境の整備、事業者向け卸料金(キャリアズレート)制度 の4つだ。こ れらが第一種/第二種事業者、固定通信/移動体通信キャリアの競争構造をど う変えるのか。パート1で、卸回線ビジネスに及ぼす新たな接続ルールのインパ クト、パート2で、キャリアズキャリアの最新動向、パート3で、新たなビジネス モデルの創出を探る。(本誌・小野憲男)

PART 1 新接続ルールのエポック

通信ビジネスに新局面開く 卸回線開放の本当の価値

信キャリアのインフラ提供事業 と通信サービスは本来分離し たほうが成功するはずだ」。通信政策の 提言を数多くまとめてきた齊藤忠夫・中 央大学理工学部教授は、キャリア間競 争のあるべき姿として、ネットワークイ ンフラの卸売り事業と、エンドユーザー 向けサービス提供事業、アプリケーショ ン事業の各レイヤにおける水平ラインで の競争理論を主張する。総務省が半年 がかりで取り組んできた「IT時代の接 続ルールの在り方」の最終報告書がよう

やく日の目をみようとしている。齊藤理 論を受け、インフラとサービス提供、アプ リケーションの3分野を押さえている NTTの事業分離に一歩踏み出した内容 になるはずだ。接続ルール見直しは、現 実にNTT東西が地域通信インフラを独 占している点を認めたうえで、新興キ ャリアがどの事業領域に参入してもビジ ネスを継続できる競争環境をどう整備 するかが鍵になる。

85年の電気通信事業の自由化以来15 年。長距離・国際通信市場や移動体通

信市場では、新規参入による活発なキ ャリア間競争が繰り広げられ、ユーザー はサービスの多様化や通信料金の低廉化 の恩恵に浴してきた。しかし、地域通信 市場では、依然としてNTT東西地域会 社が加入者回線の99%(2000年3月末) を占め、事実上の独占状態が続いている。 今回の接続ルール見直しでは、ブロ

ードバンドアクセスの本命である光ファイバ 一の開放をNTT東西に義務付ける、い わゆるキャリア向けダークファイバー貸し、

NTT以外の自治体、公益事業者の 光ファイバー網を有効活用するための卸 売り専門の回線提供事業(キャリアズキ ャリア)の制度化、 独占的市場支配力 を有するNTTドコモの不公正競争を防 止する接続政策、 事業者向け割引料 金(キャリアズレート)の導入 などが 促進される見込みだ。1つひとつ解きほ ぐしてみる。

「キャリア間の競争構造を突き崩す 「新接続ルール」の深層

フランス

英国

NTT東西が芯線貸し月5231円に

まず、ダークファイバー開放の動向からみてみよう。1条の光ファイバーケーブルに収容されている40~100芯線のうち、電話幹線用、データ通信用で光信号が通っていない「ダーク」(暗い)の状態にある未使用芯線をそのまま貸し出すのがダークファイバー開放の形態だ。

実際にダークファイバーを供給できる のは、NTT東西、電力会社のほか、東 京都下水道局、都営・営団地下鉄、ガ ス会社などの公益事業者や地方自治体。 このうちNTT東西は昨年12月からダ ークファイバーを他事業者に対し暫定的 に約款ベースで開放した。料金はNTT 局間の中継系で1芯1m 当たり年額100 円と、都下水道局、都営・営団地下鉄 の水準よりやや割安の料金を設定した。 局から加入者宅までの加入者系は距離 に関係なく1芯当たり月額7898円。こ の暫定料金をさらに7月から中継系は年 額51.48円に、加入者系は月額5231円 に値下げする。海外と比較すると、例 えば米ベライゾンではニューヨーク地区 のダークファイバー料金が2.2kmで月額 105.33ドル(約1kmで約5636円)と、 NTTのほうが安い。今回の値下げを機 にNTTのダークファイバーを使った通信 キャリア各社の地域アクセスネットワー ク構築が加速するとみられる。

NTT東西は6月11日、他事業者が NTTのFTTHサービス「Bフレッツ (ファミリータイプ)」と同様のサービスを 提供できるようにするための光ファイバー接続料を総務省に認可申請した。NTTがFTTHのために独自開発した割り勘方式のシェアドアクセスシステムをNTT東西が開放しない限り、他事業者がファミリータイプに相当するサービスを提供することは困難。公正競争を可能にするため、設備の開放と接続料の設定が求められていた。これが実施されれば、競合各社が経営努力によってBフレッツと同等のサービスをNTTより安い料金で提供してくるとみられる。

NTTの試算によると実際のサービス時には、1ユーザー当たり月額3070円の他事業者向け卸売り料金となる。NTT東西はこの料金に、電話局から上位のIPネットワーグ地域IP網」に接続するための月額1250円程度のコスト、

月額600円程度の営業費、 月額900円程度の宅内機器コスト などを加算。ファミリータイプの料金を諸費用込みで6100円に設定して8月1日からサービスを開始する。

卸電気通信役務制度を創設

次に、キャリアズキャリアの動向はどうか。光ファイバー網を保有しているのはNTT東西だけではない。今年4月に総務省が調査した結果、電力会社や鉄道事業者、地方自治体で合計13万km強。他方、通信キャリアがすでに敷設した光ファイバー網は、中継系、加入者系を合わせて約52万km、このうちNTT

が約半分の25万kmとなっている。

総務省は、eジャパン計画に掲げた5 年以内に光ファイバーによる超高速インターネットアクセス回線を1000万世帯に普及させるという目標を達成するため、NTT以外の光ファイバーも活用する必要があることから、電気通信事業法改正で卸電気通信役務制度(キャリアズキャリアとは、一般のエンドユーザーに通信サービスを提供する事業者(キャリア)だけを対象に回線や広帯域通信サービスを提供する卸売り専門のキャリアを指す。

これまで第一種事業者から卸回線を 仕入れることができたのは第二種事業 者に限られ、他の第一種事業者はIRU (Indefeasible Right of User:長期回 線使用権)などで回線を調達するしかな かった。今回、卸電気通信役務として 制度化されたことで、第一種、第二種 を問わず卸回線を再販できるようになり、 一方で鉄道会社などが第一種事業者免 許を取得してキャリア向け卸売り回線事 業者になることも可能になる。この制度 ではまた、認可制から届け出制に緩和 措置をとってキャリアビジネスにおける ネットワーク構築の柔軟性の向上を目指 している。

そしてNTTは、従来光ファイバーを他の第一種事業者に貸し出す義務はなかったが、総務省研究会の提言で接続ルール化し公平な約款ベースで光ファイバーを貸し出すことになったのに加えて、法的にも今回の卸電気通信役務制度に組み入れられた。

卸役務が市場で活用されるためには、原則として第一種事業者が他の事業者のサービスを再販をしたり、設備の賃借を禁じている一種・二種の事業者区分や第一種事業者の業務委託規制の廃止などが必要となる。また、卸市場の拡大のためには取り引きを仲介する卸回線相場の創設が必要。柔軟かつ円滑な取り引

接続命令 接続裁定 支配的事業者の接続約款作 成公表義務 (1) ラインシェアリング (1999年12月~) (1999年6月~) (2000年4月~) (1997年4月~) (1998年1月~) (2000年4月~) (2001年5月申請) (1999年9月~) (4) **光ファイバー**(加入者系 (2001年5月申請) コロケーション 7 優先接続 (2001年5月申請) (1984年7月導入) (1998年1月導入) (2000年1月導入) (2000年12月導入) 8 番号ポータビリティー (1997年10月~) (1996年5月~) (1998年4月~) (1)専用線 (調査中) (1996年~) キャリア ズレー 検討中 (調査中) (2) 公衆網 (1996年~) (市内電話のみ) 10 LRIC の導入 (2000年11月導入) (1996年8月~) (1997年11月~) 11 工事、申請処理のための標準 (調査中) (調査中)

米国

ドイツ

きを推進するためには、届け出も不要に し、完全自由化する施策が課題となる う。

処理期間

接続のオープン化 国際比較

接続義務

日本

ある業界関係者は、「新制度によってアクセス網の光ファイバー化は促進されるが、競争原理が働いている都市部では光化がすでに整備されており、卸役務制度は有名無実化している」とみている。半面、NTTにとっては、不採算地域の光化展開を進めていくうえで、地方自治体などが保有している光ファイバーを卸回線として仕入れて光化を進めることができるメリットがある。東西の業務区域内での均一な光サービスを要求されるNTTにとっては朗報といえる。総務省でも、地方の低需要地域で、

国・地方自治体の敷設する光ファイバー を活用した広帯域サービス展開を実現 するためにNTTの加入者系光化を補完 する施策を検討している。

ドコモにドミナント規制導入

NTTドコモの市場支配力については、 昨年12月の接続ルール見直し第1次答 申で、NCC各社とドコモの意見が紹介 されている。NCC側は「接続約款の作成・公表など、接続条件の透明化を図る べき」「コンテンツプロバイダー、機器製 造業者などへの有形無形の圧力、反競 争的な行為が行われることのないよう、 監視・規制すべき」とドミナント規制(支 配的事業者の不正を防止する非対称規 制)の導入を主張。対して、ドコモ側は「移動体通信市場は競争が激しく、市場シェアが常に変動している」との理由からこれに反論している。

また、ドコモ関係者の中には、移動体通信分野は各事業者が同時期に同じ環境でスタートしている点から、「高いシェアを占めているのは、iモードを早く取り入れた結果で、企業のアイデアと営業力の成果。NTTドコモに他の移動体キャリアと差別する非対称規制を課す理由はどこにあるのか」と不満を唱える向きもある。

これに対して、総務省では、「移動体 通信の場合、有限な周波数を割り当て るという前提があるため、各地域で3~

卸回線をめぐる接続ルールのポイント

NTT 東西光ファイバー のアンパンドル化	卸電気通信役務 (キャリアズキャリア)	NTT ドコモへの 非対称規制	事業者向け割引料金 (キャリアズレート)
・光ファイバーのアンバ ンドル化については、中 継系、加入者系の各々 にアンバンドル形態での 接続を確保。 ・「Bフレッツ」サービス のアンバンドル化を確保	・電気通信事業者が自 治体、公益事業の光ファイバー網でネットワークを構築するため、卸電 気通信役務の提供を可能にする	・移動体通信市場で 25%以上のシェアを占 める事業者を第二指定電 気通信事業者に指定。 接続条件に関して透明性 をより確保することを基 本とした接続約款の作 成・公表を義務化	・NTT東西の定額利用料サービス「i・アイブラン」にキャリアズレート記定が必要・公衆網へのキャリアスレート設定実現に向けた具体的な検討が求められる

42 テレコミュニケーション AUGUST 2001 テレコミュニケーション AUGUST 2001 43